

東京都主税局委託調査

オランダにおける企業をサポートする行政サービスと
企業の公的負担のあり方に関する調査

報告書

平成26年9月1日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

□ ■ 目次 ■ □

I.	基本的事項.....	1
1.	オランダ分権的統一国家（Decentralized Unitary State）の概要.....	1
(1)	国と地方の仕組み	1
(2)	政府間の権限配分	3
(3)	政府間の財政関係	6
2.	基本的データ	7
(1)	概況	7
(2)	経済の概況	9
(3)	企業の概況	13
(4)	財政規模	20
3.	社会保障制度.....	46
(1)	年金制度	47
(2)	医療（短期医療保険）	53
(3)	子育て支援策	63
(4)	介護保障制度	67
4.	雇用関連政策.....	74
(1)	労働市場政策	74
(2)	労働費用の現状	75
(3)	雇用関連規制の国際比較.....	75
(4)	労働組合組織率、労働協約のカバー率について	79
5.	失業保険制度.....	81
(1)	根拠法	81
(2)	対象	81
(3)	財源（保険料）	81
(4)	給付要件	81
(5)	給付期間	81
(6)	給付水準	81
(7)	受給者の義務	82
6.	傷病等による休職時の所得保障制度.....	83
II.	企業の公的負担	85
1.	企業課税の概要	85
(1)	企業が負担する税	85
(2)	企業税制上の特徴	88
(3)	企業を対象とした租税支出.....	96
(4)	法人税改革の概要	108
(5)	EU企業税制との調整	111
(6)	今後の動向および各機関の認識・スタンス	111
2.	租税以外の企業の公的負担（法定拠出）の概要	113

3. 法定外福利費の概要	114
4. オランダにおける企業の公的負担割合の大きさ	116
(1) 企業が負担する税の範囲.....	116
(2) 社会保険料事業主負担の扱い.....	116
(3) 試算結果	117
III. 企業支援に関する行政サービスとこれらのサービスに対する企業の評価.....	119
1. 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）及び海外進出支援策.....	119
(1) 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）	119
(2) 海外進出支援策	123
2. 職業訓練・従業員教育に関する施策.....	129
(1) 職業教育・訓練制度	129
(2) 求職者支援	130
3. その他、行政が企業に対して実施している施策の概要	132
(1) 行政的負担削減に向けた取組み	132
(2) expatcenter amsterdam（地方レベルの行政的負担削減に向けた取組み）	132
4. 行政サービスに対する企業側の評価、その他期待する行政サービス	134
IV. その他.....	135
1. EU 主要国における法人税率引下げ競争の動向.....	135
(1) EU 主要国における法人税引下げ競争の経緯.....	135
(2) EU 主要国における法人税引下げ競争の影響.....	136
(3) 有害な税の競争及びタックス・ヘイブンを巡る議論及びその対策の経緯.....	138
2. 多国籍企業等による租税回避への対応策	142
(1) 租税回避対策に関する考え方	142
(2) EU によるオランダの税制優遇措置に対する調査.....	142
3. オランダにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担に関する考察	145
(1) オランダにおける企業をサポートする行政サービスの特徴	145
(2) 社会保障改革と企業負担の抑制.....	148
(3) 企業の公的負担水準	149
参考資料	153
1. オランダにおける企業の公的負担割合の推計について	153
(1) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い	153
(2) 社会保険料事業主負担分.....	155
2. オランダ現地調査および国内有識者インタビューの実施について	156

I. 基本的事項

1. オランダ分権的統一国家（Decentralized Unitary State）の概要

（1）国と地方の仕組み

オランダでは、1848年にオランダ王国憲法が改正され、議会制度を伴う立憲君主制が導入された。この憲法は第7章を地方団体に充てており、124条で州と地方自治体における行政の執行権限はその運営機関に委ねるとし、国による関与には法律を義務付けるなど、地方自治を保障している。これらの規定によって分権化された統一国家を担保している。同法に基づき1850年に州法、1851年に地方自治体法が制定され、各行政レベルに対する根拠法が整備された。現在の地方自治制度はこれらの法的根拠に基づき、地方団体は2013年時点での12の州と408の地方自治体で構成されている。

図表 I-1 オランダの州と地方自治体(2013年)

単位：人、実数

州	州都	人口	自治体数
フローニンゲン(Groningen)	フローニンゲン(Groningen)	581,705	23
フリースラント(Friesland)	レーワルデン(Leeuwarden)	646,862	27
ドレンテ(Drenthe)	アッセン(Assen)	489,918	12
オーファーアイセル(Overijssel)	ズウォレ(Zwolle)	1,139,350	25
フレヴオラント(Flevoland)	レリスタット(Lelystad)	398,441	6
ヘルダーラント(Gelderland)	アーネム(Arnhem)	2,015,791	56
ユトレヒト(Utrecht)	ユトレヒト(Utrecht)	1,245,294	26
北ホラント(Noord-Holland)	ハールレム(Haarlem)	2,724,300	53
南ホラント(Zuid-Holland)	デン・ハーグ(Den Haag)	3,563,935	67
ゼーラント(Zeeland)	ミデルブルフ(Middelburg)	381,077	13
北ブラバント(Noord-Brabant)	スヘルトーヘンボス('s-Hertogenbosch)	2,471,011	67
リンブルフ(Limburg)	マーストリヒト(Maastricht)	1,121,891	33
オランダ(Nederland)計	—	16,779,575	408

資料) オランダ統計局

①国の機構

政府機構は憲法42条によって国王と大臣で構成され、大臣が政治的責任を負うことになっている。内閣は大臣と政策担当国務大臣で形成され、通常下院議員選挙後に組閣が行われる。組閣は国王が指名した組閣に関する情報提供者(informateur)によって基礎調査が行われ、これに基づき国王が任命した組閣担当者(formateur)が組閣を行う。組閣担当者は政党のリーダーであり、一般に次期首相である。大臣は国会議員との兼職はできず、内閣が国会の信任を得られなければ、上下両院を解散するか、内閣が総辞職することになる。

現在内閣は20名で構成され、11省が設置されている。このうち地方制度を所管するの

は内務・王国政務省(Ministerie van Binnenlandse Zaken en Koninkrijksrelaties)である。政府の諮問機関として枢密院、会計検査院、全国オンブズマンがある。

議会は二院制で、上院 75 名、下院 150 名となっている。上院は州議会議員による選挙で選出され、下院は 18 歳以上の国民による直接選挙で選ばれる。法律は全て国会の承認が必要であり、政府の行政権を監督するため、政府に対し、予算査定権、説明要求権、大臣・政策担当大臣への質疑権、調査権を持っている。下院の権限にはさらに法案修正権、法案提出権がある。

司法としては最高裁判所、5 カ所の高等裁判所、19 カ所の地方裁判所、61 カ所の区域裁判所がある。

②州の機構

憲法では州及び地方自治体に対して類似の規定を置いており、以下の事項については州と地方自治体で共通している。憲法 125 条では、州議会を設置することを義務付け、これを最高機関に位置付けている。さらに執行委員会¹と知事を置くとし、これら知事と 2 つの組織が州の運営機関となる。同法 129 条は議会の議員が直接選挙によって選ばれ、任期が 4 年であること、131 条は知事が国王の勅令によって任命されることが規定されている。

州議会は人口規模に合わせて定数が決定されており、2007 年時点でも最小の 39 名から最大の 55 名までの範囲にある。議員は住民の直接選挙で選ばれ、他の職業と兼任であるが、国や州、地方自治体の役職や職員との兼任は禁じられている。議会は州条例を制定し、予算を議決するとともに政策の枠組みを決定する役割を担っている。

執行機関として知事と執行委員会がある。知事はオランダ国籍を持ち、当該州の居住者から任命され、任期は 6 年である。国の大半や地方団体の役職、職員を兼ねることはできない。知事は州議会と執行委員会の議長を兼ねており、州議会には議席がないため、その発言は助言的なものに限られるが、執行委員会では投票権を持つ。知事は政策の実行とその調整を担う立場にあり、州の代表である。加えて、法律で定められている分野においては国の機関として役割を果たすことも求められる。

執行委員会は州議会が任命する 3 ~ 9 名の委員と、議長である知事によって構成される。委員は 4 年に 1 回、州議会の改選後に選定される。その際州議員から任命することもできるが、議員は辞任しなければならない。執行委員会は州行政を指揮、監督し、州議会に対応、国の法律を執行する機関としてもその役割を果たす。州議会が執行委員会を信任しない場合、委員を解職できる。知事、委員の給与は州を通じて政府が支払っている。

③地方自治体の機構

地方自治体も憲法によって地方議会と首長、参事会²で構成される。

¹ オランダ大使館 HP<<http://japan-jp.nlembassy.org/>>

² オランダ大使館 HP<<http://japan-jp.nlembassy.org/>>

地方議会は人口に応じて 7 名から最大 45 名までの議員で構成される。議員は直接選挙で選ばれるが、地方自治体の場合一定の要件を満たす外国人にも参政権が認められている。議員は兼職が一般的であるが、国の大臣や地方団体の役職、職員を兼ねることはできない。議会は条例を定め、予算を議決し、政策の枠組みを決定する。

執行機関は首長と参事会で成り立っており、首長は州知事と地方議会の推薦を踏まえ、勅令によって任命される。首長の任期は 6 年で、大都市では常勤であるが、人口 1 万人までは複数の地方自治体の首長を兼ねることもできる。首長は地方議会や参事会の議長を務め、これらの議決事項を執行することを求められる。加えて、警察や消防組織の長を兼ねるため公共秩序の維持も担うことになる。ただし、地方自治体は国の機関として役割を担うことはないが、法律に違反しない限り州の執行委員会の決定にも従うことになる。

参事会は首長と助役で構成され、助役は 2 名以上で、議員定数の 20% を超えてはならないと地方自治体法で規定されている。助役は地方議会選挙後に地方議会によって任命され、国の大臣や地方団体の役職、職員を兼ねることはできない。参事会の役割は、自治体行政の指揮、監督、地方議会への対応、上位機関の議決の執行を担うことである。

(2) 政府間の権限配分

憲法第 124 条³は地方団体内部の事項は地方団体に権限を委任する一方で、法律に基づく事項に関しては、内部規程の制定や執行を求めることができるとしている。権限を地方団体に委任する分権システムを導入しつつ、国の事務の執行も担保している。このため、国には地方団体に対して監督権が付与されており、これには予防的監督と抑制的監督がある。前者は州に対しては国、地方自治体に対しては州による事前承認という形で実施され、税や予算など財政に関する事項が主な対象である。事前承認が得られない場合には地方団体は国王に訴えることができる。これに対して、抑制的監督は法律や公共の利益に反する地方団体の決定に対し、勅令によって無効とされるものである。この場合は地方団体が再度審議することが義務付けられている。

国、州、地方自治体で事務が重複する場合の役割分担の考え方としては、まず国はおおむね法律と各分野における資金調達に責任を負い、その他の場合は、事業内容の水準に責任を持つことになる。

州の役割は、地方自治体の活動の調整、もしくは関係部門の実施計画の業務に責任を負う。さらに、権限の行使に関しても責任を持つことになる。

³ 第 124 条 1. 州及び基礎自治体については、その内部事項に関する規則の制定及び執行の権限は、その運営機関に委ねられる。

2. 州及び基礎自治体に対し、法律により又は法律に基づき、運営機関の規則の制定及び執行を要求することができる。

地方自治体は関係部門における権限の行使に責任を負う。

特定の政策分野における国、州、地方自治体の役割分担を整理すると以下のようになる。
なお、表中権限の欄にある記号の詳細を次に示す。

A : 憲法や法律により与えられている絶対的な権限

B : 国または州の発布する法令や条例により与えられている権限

C: その他の事業機関と有する共同権限

①一般行政

業務内容	国	州	地方自治体	権限
一般行政	○	○	○	A

②警察・消防・司法

業務内容	国	州	地方自治体	権限
警察	○		○	A
消防	○		○	A
災害救助等		○	○	C
司法	○			A

③医療・保健行政

業務内容	国	州	地方自治体	権限
病院、ケアホーム	○	○	○	A、B
パーソナルヘルス	○		○	A、B

④教育

業務内容	国	州	地方自治体	権限
建物、教職員			○	A
就学前教育			○	A
初等・中等教育			○	A
職業・技術訓練			○	A
高等教育	○(民間あり)			—
成人教育			○	—

※大まかな政策枠組は国の所管

⑤社会福祉

業務内容	国	州	地方自治体	権限
幼稚園、保育園	○		○	A、B
家族福祉サービス			○	A、B
福祉施設			○	A
社会保障	○		○	A

⑥住宅・都市計画

業務内容	国	州	地方自治体	権限
住宅			○	A
市街地計画			○	B
広域計画		○		B

※大まかな政策枠組は国の所管

⑦環境・公衆衛生

業務内容	国	州	地方自治体	権限
水質浄化		○		A
廃棄物収集		○	○	C
墓地管理			○	A
屠殺場管理		○		A
環境保護	○	○	○	C
その他公衆衛生			○	A

⑧文化・娯楽・スポーツ

業務内容	国	州	地方自治体	権限
劇場、コンサート	○		○	B
博物館、美術館、図書館	○		○	B
公園、広場		○		B
娯楽・スポーツ	○		○	B

⑨交通・輸送

業務内容	国	州	地方自治体	権限
道路	○	○	○	A
都市道路交通			○	B
都市鉄道交通			○	B
港湾			○	A
空港			民間主導	

⑩経済・サービス

業務内容	国	州	地方自治体	権限
電気			○	A
水道			○	A
ガス			○	A
地域暖房			○	A
農林漁業、狩獵		○	○	C
商業	○	○	○	B、C
観光		○	○	A

出所：自治体国際化協会（2005年）「オランダの地方自治」

(3) 政府間の財政関係

オランダは 12 州、408 の地方自治体から構成される(2013 年現在)が、これとは別に治安・防災に関しては本土を 25 の区域に分割した治安・防災広域行政区域を採用している。

州および地方自治体の予算総額の 90%以上は、国からの移転財源に依存している。国から委任された広範な公的事業の支出を、主として国からの交付金（一般交付金・特定交付金）によって実施している。

州が独自に徴収できる財源は、自動車税（サイズや州によって異なる）に限られる。

地方自治体税収の 9 割以上を占めるのは不動産税である。その他に、樹木伐採許可税、ごみ・下水道処理税、飼い犬税等がある。